

76回原子力委員会  
資料第1-1号

(案)

番 号  
年 月 日

内閣総理大臣 殿

原子力委員会委員長

三菱原子燃料株式会社における核燃料物質の加工の事業の変更の許可について（答申）

平成11年9月13日付け11安（核規）第446号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第3項において準用する同法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認める。